

社会福祉法人役員、評議員の 報酬等に関する基準策定にむけて

(平成 28 年 9 月 13 日版)

※平成 28 年 11 月 一部修正

1. 役員等報酬規程モデルについて	
(1) 役員報酬規程の策定にむけたチェック	1
(2) 社会福祉法人役員等報酬規程モデル	
I 報酬「あり」の規程モデル	9
II 報酬「なし」の規程モデル	14
2. 社会福祉法等の関連規定	15
3. 役員報酬の定義と課題	
公認会計士 渡部博事務所 所長 渡部 博	
(1) 役員報酬の定義	18
(2) 給与と役員報酬の違い	20
(3) 現行の運用	21
(4) 課題	22

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会

〔凡例〕

法　：社会福祉法（平成 29 年 4 月 1 日施行）

留意事項：平成 28 年 6 月 20 日付「社会福祉法人制度の施行に向けた留意事項について」

6 月 FAQ：平成 28 年 6 月 20 日付「社会福祉法人制度の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ

定款例(案)：平成 28 年 6 月 20 日付「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」

1. 役員報酬規程モデルについて

(1) 役員報酬規程の策定にむけたチェック

平成 29 年 4 月 1 日の改正社会福祉法施行により、すべての社会福祉法人において「役員報酬基準」の策定と公表が必要となる。役員報酬を支給しない法人についても、「報酬支給なし」の旨を定めなくてはならない。

そこで、社会福祉法人の役員報酬規程モデルについて、「報酬支給あり」と「報酬支給なし」の 2 パターンを以下に掲載する。

まずは、それぞれのモデルにあたるケースについて、次頁のチェックを使用しご確認ください。

<参考> 報酬に関する規定

〔評議員〕 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

(法第四十五条の八 第 4 項)

※無報酬の場合は、その旨を定めること (定款例(案))

〔理 事〕 理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。(法第四十五条の十六 第 4 項)

〔監 事〕 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができる。

(法第四十五条の十八 第 3 項)

〔会計監査人〕 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の同意を得なければならない。

(法第四十五条の十九 第 6 項)

※詳細は、15 頁以降の「2. 社会福祉法等の関連規定」参照

役員報酬規程の策定にむけたチェック

役員等への「報酬」支給

※評議員の報酬については、その額(無報酬の場合はその旨)を定款に規定する必要がある

☐ 支給する
※一部の役員等のみ支給する場合も含む

☐ 支給しない

「支給する」と定める際のチェック

☐ 定款上は「支給することができる」と規定するが、当面の間は役員報酬を支給する予定がない(留意事項③ 参照)

あてはまる
(報酬支給の予定がない)
※支給予定が出た場合、
規程変更(モデルⅠ参照)

あてはまる
(右記の支給がある)

「支給しない」と定める際のチェック

☐ 名称(「車代」等)にかかわらず、“実質的に報酬に該当するもの”の支給があるか(留意事項① 参照)

あてはまらない
(役員報酬支給の予定がある)

あてはまらない

「モデルⅠ(報酬あり)」を
もとに策定

「モデルⅡ(報酬なし)」を
もとに策定

【策定時の留意点】

- ・常勤／非常勤、役員等区分のすべてがカバーされる内容であること
(一部、報酬のない役員等がいる場合には、規程の中で「報酬なし」の旨を定める)

【策定時の留意点】

- ・役員報酬を支給しない場合には、その旨の規程を定める
- ・会議の出席等における交通費等実費分の支払いについては、別途「旅費規程」等により基準を定める

役員報酬基準策定に関するパターン例

パターン	参考モデル	参考モデル使用時の留意事項
①常勤、非常勤ともに「報酬」を支払う	I	・役員区分ごとに報酬基準を設けること ・常勤役員等の「通勤手当」を支払う場合、「職員給与規程」等により定める ・非常勤役員等の出張については、「旅費規程」等により定める（「モデルⅡ」の費用弁償に関する条文を使用する方法もあるが、費用弁償以上の額を支払う場合、「旅費規程」が必要）
②常勤には「報酬」を、非常勤には「交通費実費相当額」を支払う	I	・「報酬」支給については、役員区分ごとに報酬基準を設けること ・常勤役員等の「通勤手当」を支払う場合、「職員給与規程」等により定める ・非常勤役員等については、モデルⅡを参考に「役員報酬は支給しない（交通費実費分のみの規程）」を定める（費用弁償以上の額を支払う場合、「旅費規程」が必要）
③常勤、非常勤ともに「報酬」はなし	Ⅱ 下記※をチェック	・下記の※1、2に当てはまる場合、各項を参照

※1) 「報酬」という名称ではないが、実質的に報酬に該当するもの（実費相当額以上のもの）を支給している	I	・名称にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは「役員報酬基準」による支給の対象となる。 ・モデルⅠを基に、報酬として規程する（別表4「日額報酬」の基準を参照）。
※2) 定款上は報酬を「支給できる」とするが、当面の間は支給予定がない	Ⅱ	・モデルⅡを基に、「報酬なし」の旨の規程を定める。 （報酬支給の予定が出た場合、モデルⅠを基に変更規程を定め、支給する）

【留意事項】

①「日額報酬（報酬あり）」と「費用弁償（報酬なし、旅費のみ）」の捉え方

交通費の実費相当分については、報酬には含まれない。そのため、「実費相当分（交通費・宿泊費・日当等）」のみ支給する場合は、「モデルⅡ」をもとに、役員報酬の支給はない旨の規程を定める。

ただし、どのような名称の支給であっても（「お車代」など）、実質的に報酬に該当するものは役員報酬に含まれるため、「モデルⅠ」をもとに、日額報酬としての役員報酬を支給する規程を設ける。

⇒【6月FAQ 20頁 問45】

②役員報酬の有無

役員報酬支給のない法人も、その旨の基準を設ける必要がある。8頁以降の役員報酬規程モデルについて、役員報酬を支給する場合は「モデルⅠ（報酬あり）」を、役員報酬を支給しない場合は「モデルⅡ（報酬なし）」を基にご活用いただきたい。

⇒【留意事項 35頁】

③定款で「支給できる」としつつ、支給予定のない場合の取扱い

定款で常勤役員等に対し、役員報酬等を「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合、「モデルⅡ（報酬なし）」を参考に基準を策定し無報酬である旨を定める必要がある。

役員報酬等の支給予定が出た場合には、「モデルⅠ（報酬あり）」を参考に、基準の変更を行ったうえで支給する。

⇒【6月FAQ 60頁 問46】

④交通費の実費相当分の考え方

報酬には含まれないとされている「交通費」は、「国家公務員等の旅費に関する法律」上、下記の定めがある。上記①のとおり、どのような名称の支給であっても、実費を超えて支払われるものは実質的に報酬に該当し、役員報酬に含まれる。

※下記の「日当、宿泊料、食卓料」については、7頁に参考資料として掲載している。

「国家公務員等の旅費に関する法律」第6条（旅費の種類）
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当

⑤交通費の支給について

役員報酬に含まれない交通費の実費分の支給は、職員等と共通の「旅費規程」等を使用する方法がある。「旅費規程」はすでに整備している法人が多いものと考えており、本冊子では詳細にはふれないが、6 頁に掲載の「国家公務員等の旅費に関する法律」を基にした項目例をご参照いただきたい。

また、非常勤役員等に対し、交通費実費分を「費用弁償」として定額支給する方法があり、「モデルⅡ（報酬なし）」第3条でこの方法を使用している。なお、この「費用弁償」の定めよりも高額な交通費がかかる場合（遠隔地から会議に出席する等）は、本人による超過負担が発生しないよう、別途実費相当分の費用が支給できる規程が必要である。「費用弁償」と「実費相当額の支給」は、重複して支払われることがないよう留意する。

【参考資料】

（参考１）旅費規程策定の際の項目例

※「国家公務員等の旅費に関する法律」に基づき、全国経営協事務局により整理

項目（例）	該当する内容
☐ 旅費の支給	・対象となる役職員の区分、または業務内容
☐ 旅行命令等	・旅行（出張）命令の方法とその記録
☐ 旅費の種類	・旅費の種類（「国家公務員等の旅費に関する法律」上では、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当と規定している）
☐ 旅費の計算	・旅費計算の方法 ※「旅費の種類」ごとに計算方法を設定する
☐ 旅費の請求手続	・旅費精算にかかる手続き
☐ 退職者等の旅費	・旅行（出張）中に退職した者に対する旅費支給
☐ 遺族の旅費	・旅行（出張）中に死亡した場合の遺族への旅費支給

(参考 2) 国家公務員等の旅費に関する法律における日当、宿泊料、食卓料の
規程額

日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
			甲地方	乙地方	
内閣総理大臣 等	内閣総理大臣及び最高裁判 所長官	3,800 円	19,100 円	17,200 円	3,800 円
	その他の者	3,300 円	16,500 円	14,900 円	3,300 円
指定職の職務にある者		3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円
七級以上の職務にある者		2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円
六級以下三級以上の職務にある者		2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円
二級以下の職務にある者		1,700 円	8,700 円	7,800 円	1,700 円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 役員報酬規程モデル

次頁より、社会福祉法人の役員報酬規程モデルを 2 パターン掲載する。ご参照いただき、各法人の実態に即しご活用いただきたい。

モデルⅠ「報酬あり」の規程モデル

社会福祉法人〇〇 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 〇〇（以下「当法人」という）定款第●条および第●条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

【どちらかを選択】

(2-1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(2-2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表●のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

※(2-2)を置く場合、別表として「モデルⅡ」の第3条を参考に基準を設ける。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規定第○条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、**旅費規程**に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月〇日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第〇条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年〇月及び〇月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 0 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 1 1 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成○年○月○日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円

別表 2（常勤役員等の賞与）

●月の賞与	報酬月額×〇か月分
●月の賞与	報酬月額×〇か月分

別表 3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	〇〇円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要
（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	〇〇円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	〇〇円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円

別表5（職員給与との併給）※下記2パターンより選択する

＜A＞併給はしない場合（下記を基準第5条内に記載する方法もある）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

＜B＞併給を行う場合

①役職ごとの役員報酬額を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円

②合算の上限を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 〇〇円
常務理事	合算上限月額 〇〇円
理事	合算上限月額 〇〇円

モデルⅡ「報酬なし」の規程モデル

社会福祉法人〇〇 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 〇〇（以下「当法人」という）定款第●条および第●条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。＜ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。…「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。＞

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、**旅費規程**に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

〇〇市内	〇〇円
その他	〇〇円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

〇〇市内	〇〇円
その他	〇〇円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。
2. 第〇条第〇項の改正は、平成〇年〇月〇日からとする。

2. 社会福祉法等の関連規定

(評議員会の権限等)

第四十五条の八

第4項 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条の規定は、評議員について準用する。)

⇒第196条 (評議員の報酬等)

評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

社会福祉法人定款例(案) 平成28年6月20日付事務連絡

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考)

無報酬の場合は、その旨を定めること。

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

(理事の職務及び権限等)

第四十五条の十六

第4項 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条の規定は、理事について準用する。)

⇒第89条 (理事の報酬等)

理事の報酬等(報酬、賞与その他職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(→評議員会)の決議によって定める。

(第五款 監事)

第四十五条の十八

第3項 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条の規定は、監事について準用する。)

⇒第105条 (監事の報酬等)

監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(→

評議員会) の決議によって定める。

- 2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会（→評議員会）の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
- 3 監事は、社員総会（→評議員会）において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

（第六款 会計監査人）

第四十五条の十九

第6項 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第110条の規定は、会計監査人について準用する。）

⇒第110条（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）

理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第四十五条の三十四

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあっては、当該成立した日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一、二 （略）

三 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準を記載した書類

社会福祉法人定款例（案） 平成28年6月20日付事務連絡

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告～（略）～（6）財産目録

2 （略）

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務

所（及び従たる事務所に）備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（編注）会計監査人を置いている場合も同様の規定。

（報酬等）

第四十五条の三十五

社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

２ 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

３ 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

社会福祉法人定款例（案） 平成 28 年 6 月 20 日付事務連絡

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜２ 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（情報の公開等）

第五十九条の二

社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 （略）

二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき
当該承認を受けた報酬等の支給の基準

3. 役員報酬の定義と課題

公認会計士 渡部博事務所 所長 渡部 博

(1) 役員報酬の定義

次頁の分析から、役員報酬とは「報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益をいう」と定義される。

職務執行の対価と定義されているが、問題は役員としての職務執行のみを定義しているのか、使用人兼務の場合には使用人としての職務執行を含むと定義しているのかという点である。

会社法		一般社団法人一般財団法人に関する法律		社会福祉法	
第三百二十九条	役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）	第六十三条	役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。 2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。	第三十一条第一項第六号	社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の許可を受けなければならない。 六 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項
第三百三十条	株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う	第六十四条	一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。	第三十八条	社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。
第三百六十一条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。	第八十九条	理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。	第四十五条の十六第四項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条（見出しを含む。）中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（２）給与と役員報酬の違い

役員報酬として定義されている職務執行の対価には、使用人兼務の場合には使用人としての職務執行を含むのかという問題が重要な点は、下記のとおり給与と役員報酬は法的な性格を異にしているからである。

民法			
委任		雇用	
第六百四十三条	委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。	第六百二十三条	雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。
第六百四十八条	受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。	第六百二十四条	労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。 2 期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。
	2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。		
	3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。		

（３）現行の運用

①専任役員

使用人の地位をもたない、いわゆる専任役員の場合、給与と報酬の区分が問題になることはない。

②使用人兼務役員

社会福祉法人の常勤役員として多いのは、役員と使用人との兼務である。
この場合、次のような組み合わせが考えられる。

- １）役員報酬と使用人給与（ＡとＥ、ＣとＦの組み合わせ）
- ２）役員報酬無償と使用人給与（ＢとＥ、ＤとＦの組み合わせ）

地位	理事長		理事	
対価	有償	無償	有償	無償
委任契約(役員)	A	B	C	D
雇用契約(職員)	E	該当なし	F	該当なし

(4) 課題

①雇用契約と委任の二重身分による責任の違いの混同

1) 損害賠償責任と被雇用者責任

役員は損害賠償責任、職員は被雇用者責任をそれぞれ負うこととなる。この点、役員の損害賠償責任については、新たに最低責任限度額の定めが可能となる。「職務執行の対価」の一定額に責任を軽減できるという規定である。

「職務執行の対価」には、「役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）」とされる。

一般社団法人一般財団法人に関する法律		社会福祉法	
第百十三条第一項 第一号第二号	前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。 一 賠償の責任を負う額 二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額 イ 代表理事 六 ロ 代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの 四 (1) 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの (2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事((1)に掲げる理事を除く。) (3) 当該一般社団法人の使用人 ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 二	第四十五条の二十 第四項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条、第百十四条第二項並びに第百十五条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十三条第一項第二号及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百十三条第一項第二号イ並びにロ及び第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同法第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
施行規則 第十九条	法第百十三条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として一般社団法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうちもっとも高い額		

2) 開示

役員報酬基準は、役員報酬総額とともに公開することが求められている。そして、公開する役員報酬総額には使用人給与をふくめること、とされている。

3) 小括

使用人兼務役員の場合、損害賠償責任規定、役員報酬総額の開示についてはいずれも使用人給与と役員報酬の総額を対象としている。このことから、社会福祉法は、理事の職員兼務と役員報酬と給与の双方の支給のケースを認めている。

②執行（施設長）と統治・監督（理事長）を同一人物が担うことのガバナンス上の矛盾

1) 給与規定と役員報酬

給与規定については、重要規程として理事会が決定する。役員報酬規程は評議員会が決定するとされ、その趣旨は、お手盛り防止である。

この点において、使用人兼務役員の場合、使用人給与の比重を大きくし役員報酬の比重を小さくすることで、評議員会が定める役員報酬規程を形骸化することがいとも簡単にできる。

2) 使用人兼務役員の制限

使用人兼務役員の場合、損害賠償責任規定、役員報酬総額の開示についてはいずれも使用人給与と役員報酬の総額を対象としていることから、社会福祉法は、理事の職員兼務と役員報酬と給与の双方の支給のケースを認めている。

問題は、理事の職員兼務と役員報酬と給与の双方の支給を理事長にも認めているのか、理事にのみ限定しているのかという点である。

会社における代表取締役が使用人を兼務することはなく、それを実態的に定めているのは法人税法である。

例えば、「代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人」は使用人兼務役員となることが制限されている。

社会福祉法人においても、一定規模以上の法人に限って、理事長は使用人兼務役員になれない等の制限をすることにより、執行（施設長）と統治・監督（理事長）を同一人物が担うことのガバナンス上の矛盾が解消される。

法人税法		
役員給与	第三十四条	内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与及び第五十四条の二第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のものとして使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
	5項	第一項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員(社長、理事長その他政令で定めるものを除く。)のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。
使用人兼務役員とされない役員	施行令 第七十一条	法第三十四条第五項(使用人としての職務を有する役員の意義)に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。
		一 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
		二 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
		三 合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員
		四 取締役(指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る。)、会計参与及び監査役並びに監事
		五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件の全てを満たしている者
		イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ(同順位の株主グループが二以上ある場合には、その全ての株主グループ。イにおいて同じ。)の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。
		(1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ
		(2) 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ
		(3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ
		ロ 当該役員の属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。
		ハ 当該役員(その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。)の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。